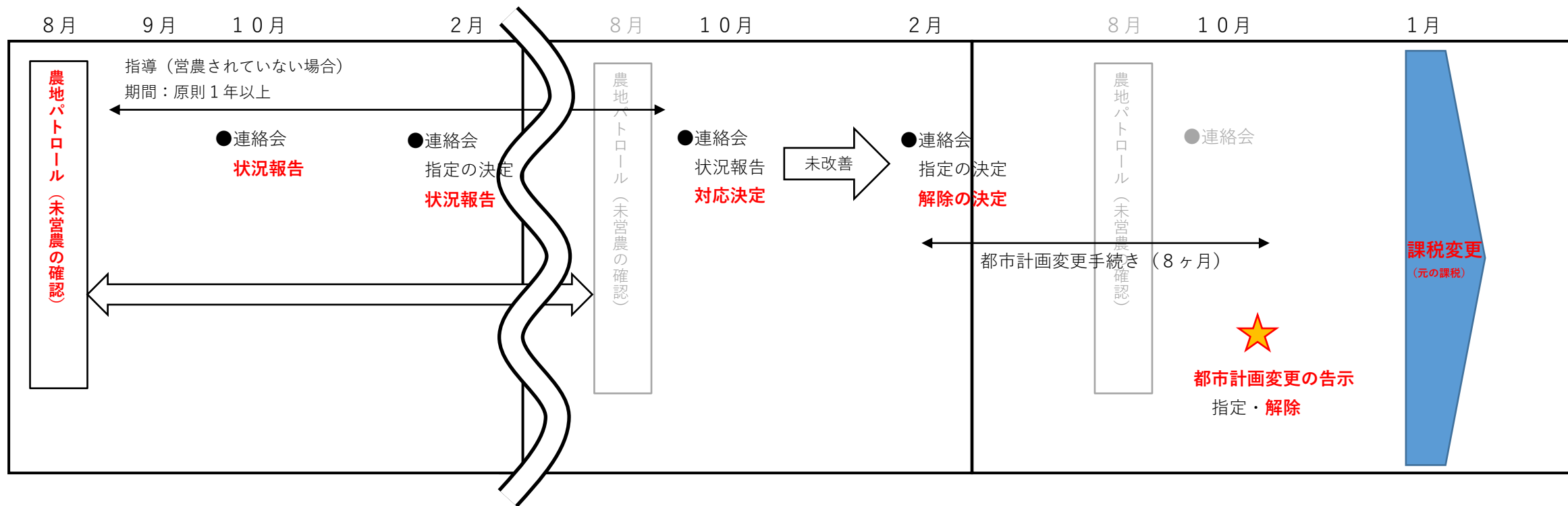


## 不適正管理への対応

●生産緑地連絡会（定例）： 関係各部署で構成。指定や解除の際に意見等を求める会議。  
 （下図内は連絡会と表記） 原則年に2回以上開催予定

2月 指定申出・解除または指定箇所の状況報告がある場合のみ開催  
 10月 指定箇所の状況報告（営農がされていれば書面開催）



※指導期間：原則1年以上とする

ただし、状況によっては指導期間を短くする場合あり

※指導を行う者：都市建設部都市計画課（農業委員会も随行）